資料３

就労選択支援にかかる県内の状況について

令和８年９月７日　障がい福祉課

１．就労選択支援の概要

・令和７年 10 月から、新たな障害福祉サービスのひとつとして「就労選択支援」が開始された。
・就労選択支援は、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントを活用して、本人の希望、就労能力・適性等に合った選択を支援することを目的とする。
・以下に該当する者が対象。
①就労移行・就労継続支援を利用する意向を有する者
②現に就労移行・就労継続支援を利用している者

<table>
<tr><th colspan="2">サービス類型</th><th>新たに利用する意向がある障害者</th><th>既に利用しており、
支給決定の更新の意向がある障害者</th></tr>
<tr><td rowspan="2">就労継続支援Ｂ型</td><td>現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）</td><td>令和７年10月から原則利用</td><td rowspan="3">希望に応じて利用</td></tr>
<tr><td>・50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）</td><td>希望に応じて利用</td></tr>
<tr><td colspan="2">就労継続支援Ａ型</td><td>令和９年４月から原則利用</td></tr>
<tr><td colspan="2">就労移行支援</td><td>希望に応じて利用</td><td>令和９年４月から原則利用
※標準利用期間を超えて更新を希望する者</td></tr>
</table>

※R7.10～就労継続支援Ｂ型の利用意向がある者は原則利用。
※R9.４～就労継続支援Ａ型・就労移行支援　…具体的な取り扱いについて厚生労働省から通知予定。

２．事業所の指定状況

・これまでに以下の３事業所を指定。

R7.10 指定	クロスジョブ米子（米子市・就労定着支援、就労移行支援） Fine 米子オフィス（米子市・就労定着支援、就労移行支援）
R8.７指定	障がい福祉サービス事業所あんず・あぷりこ（米子市・就労継続支援事業Ｂ型）

・東部圏域および中部圏域には事業所が無い状態。

３．就労アセスメント推進事業（社会福祉法人あしーどに委託）

（１）就労アセスメント研修会
・就労アセスメントの能力向上を目的とした研修会を実施する。
・就労アセスメント研修は、就労アセスメントの基礎的な事項に係る研修（基礎研修）と、ワークショップを通じた実践的な研修（実践研修）の二部構成で実施。
・基礎編、実践編終了後、研修受講者を対象に個別に演習を通じたフォローアップ研修を行う。

（２）標準的作業検討委員会
・各事業所において共通したアセスメントを実施することができるよう、簡易で、実習現場に出向くことなく、事業所内でも実施が可能な標準的な作業を策定するための検討委員会を開催する。
・標準的作業の策定にあたり検討委員会を設置し、委員会を５回程度開催する。